

国指定について

平成23(2011)年3月8日付けで、三浦市に所在する弥生時代中期から後期にかけての集落遺跡「赤坂遺跡」が国の史跡に指定されました。

指定を受けた範囲は4,708.86㎡で、遺跡のほぼ中央部に位置し、国道134号線の西側、市道17号線の南側にあたります。

昭和23・24(1948・1949)年には川上久夫氏等によって、調査が行われ、「鉄斧」が発見されたところであり、昭和41(1966)年には立教大学による学術調査により僅かな範囲から住居址15軒が重複して確認されるなど遺跡の中心部として評価されているところです。

神奈川県で弥生集落として国の史跡指定を受けているのは、横浜市の三殿台遺跡と大塚・歳勝土遺跡、綾瀬市の神崎遺跡があります。

三浦半島における弥生集落遺跡としては、横須賀市の佐原泉遺跡や上ノ台遺跡、高原遺跡、逗子市の持田遺跡や地蔵山遺跡が知られていました(下図参照)。これらの遺跡は開発計画が持ち上がったことによる事前の発掘調査により、その地域における核となる遺跡であることが明らかにされましたが、その後の開発によりこれらの遺跡は消滅をしてしまいました。このような現状の中で赤坂遺跡が同時期の集落遺跡として、周辺の地形を含め現存していることは大変貴重であり意義深いものであります。

三浦半島における弥生集落遺跡の分布状況



史跡の指定概要

史跡の名称：赤坂遺跡（あかさかいせき）

所在地：三浦市初声町三戸字ハタ232番ほか

指定範囲：4,708.86㎡

概要：赤坂遺跡は、東に東京湾、西に相模湾を臨む三浦半島の先端近くの中央部の台地上に位置する弥生時代中期から後期にかけての集落跡です。本遺跡は、約70,000㎡の範囲に広がっている三浦半島の拠点ともいえる南関東屈指の大形集落であり、県内における弥生時代中期後半から後期に継続して営まれていた数少ない集落であることから重要で、また、出土した様々な遺物や、周囲を海に囲まれている三浦半島の先端部という集落の立地状況から海上を利用した遠隔地との交流や漁撈活動を伺わせる遺跡であり、弥生時代の社会を解明する上においても学術的価値が高いといえます。

赤坂遺跡の写真



昭和41(1966)年の調査の様子

(出典：『三浦市埋蔵文化財調査報告書第2集』・1992年3月)



竪穴住居が検出された写真(所蔵：三浦市教育委員会)